

新旧対照表

都市計画部建築指導課

現行	改正（案）
<p>（不適合な建築物の報告）</p> <p>第3条 条例第5条、第7条、第9条、第15条、第16条の2又は第16条の4の規定により既存の建築物に対する制限の緩和を受けようとする者は、条例第4条の規定に適合しないものにあつては地区計画不適合建築物報告書（その1）（様式第1号）により、条例第6条、第8条、第14条、第16条又は第16条の3の規定に適合しないものにあつては地区計画不適合建築物報告書（その2）（様式第2号）により市長に報告しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（建築の報告）</p> <p>第4条 条例第12条又は第13条の規定により、条例第11条の規定の適用を受けない建築物の敷地において建築しようとする者は、地区計画建築報告書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。</p> <p>（新設）</p>	<p>（不適合な建築物の報告）</p> <p>第3条 条例第5条、第7条、第9条、第10条の2、第15条、第16条の2、第16条の4又は第16条の5の規定により既存の建築物に対する制限の緩和を受けようとする者は、条例第4条の規定に適合しないものにあつては地区計画不適合建築物報告書（その1）（様式第1号）により、条例第6条、第8条、第10条、第14条、第16条又は第16条の3の規定に適合しないものにあつては地区計画不適合建築物報告書（その2）（様式第2号）により市長に報告しなければならない。</p> <p>（建蔽率の緩和）</p> <p>第3条の2 条例第10条第3項第2号の規定により市長が別に定める敷地は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 幅員がそれぞれ4メートル以上で、その和が10メートル以上ある2つの道路に接し、かつ、その内角が120度以内である角敷地</p> <p>(2) 幅員がそれぞれ6メートル以上でその間隔が35メートル以下の2つの道路にはさまれた敷地</p> <p>（建築の報告）</p> <p>第4条 条例第12条の規定により、条例第11条の規定の適用を受けない建築物の敷地において建築しようとする者は、地区計画建築報告書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。</p> <p>（条例別表第9備考2の規則で定める位置）</p> <p>第8条 条例別表第9備考2の規則で定める位置は、当該建築物の敷地の地盤面の高さにある次に掲げる位置とする。</p>

(新設)

(1) 当該建築物の敷地の真北に面する部分の両端から真北方向の4メートルだけ外側の線（以下この条において「基準線」という。）上の位置

(2) 前号の位置の間の基準線の延長が1メートルを超えるときは、当該位置の間の基準線上に、1メートル以内の間隔で均等に配置した位置

2 当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超える場合における前項の規定の適用については、同項中「地盤面」とあるのは「周囲の地面と接する位置の高低差が3メートル以内となるようにその敷地を区分した区域（以下この項及び次条において「高低差区分区域」という。）ごとの地盤面」と、同項第1号中「限る。」とあるのは「限る。）の高低差区分区域ごと」とする。

3 当該建築物の敷地の地盤面が北側の隣地の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。）より1メートル以上低い場合においては、第1項に規定する当該建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。

（北側の隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の基準等）

第9条 条例別表第9備考2の規則で定める基準は、当該建築物の前条で定める位置を想定半球（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第135条の5に規定する想定半球をいう。以下この項において同じ。）の中心として算定する天空率（同条に規定する天空率をいう。以下この項において同じ。）が、当該建築物と同一の敷地内の同一の地盤面において条例第16条の3第3項の規定に適合するものとして想定する建築物（棟飾等を除く。）の当該位置を想定半球の中心として算定

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

する天空率以上であることとする。

2 当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超える場合における前項の規定の適用については、同項中「当該建築物の」とあるのは「当該建築物の高低差区分区域ごとの部分の」と、「地盤面」とあるのは「高低差区分区域ごとの地盤面」と、「除く。」とあるのは「除く。」の高低差区分区域ごとの部分」とする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。